

議案第 5 5 号

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
(八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 1 7 年条例第 4 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>行旅死亡人等処理手当</u></p> <p>(3) <u>動物等処理業務手当</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>臨時特殊業務手当</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活保護業務手当</u></p> <p>(2) <u>老人福祉施設職員手当</u></p> <p>(3) <u>徴収従事手当</u></p> <p>(4) <u>滞納処分手当</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土調査手当</u></p> <p>(7) <u>行路死亡人 処理手当</u></p> <p>(8) <u>汚物処理手当</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>ボイラー手当</u></p> <p>(生活保護業務手当)</p> <p><u>第 3 条 生活保護業務手当は、福祉事務所の保護係のうち要保護者の調査に従事する職員に支給する。</u></p> <p><u>2. 前項の手当の額は、日額 3 0 0 円とする。</u></p>

<p>パチ等の駆除に従事した職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、次のおりとする。</p> <p>(1) <u>死体の処理に従事した場合 1回 500円</u></p> <p>(2) <u>捕獲又は駆除に従事した場合 1回 1,000円</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>(臨時特殊業務手当)</p> <p>第7条 <u>臨時特殊業務手当は、現場対応業務のうち、生命、心身に影響を及ぼす等、その特殊性に応じて特別の考慮を必要とするものに従事した職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、日額600円とする。</u></p> <p>第8条・第9条 (略)</p>	<p>_____に従事した職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>1回370円</u>とする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(ボイラー手当)</p> <p>第12条 <u>ボイラー手当は、学校給食センターに勤務する者でボイラーの業務に従事する現業職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、日額150円とする。</u></p> <p>第13条・第14条 (略)</p>
--	---

(市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、同表の改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>臨時特殊業務手当</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(臨時特殊業務手当)</p> <p>第5条 <u>臨時特殊業務手当は、現場対応業務のうち、生命、心身に影響を及ぼす等、その特殊性</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>徴収事務従事手当</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(徴収事務従事手当)</p> <p>第5条 <u>徴収事務従事手当は、使用料及び手数料を納付義務者から直接徴収する事務に従事する職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、使用料及び手数料の滞納整理事務1件につき120円とする。</u></p>

に応じて特別の考慮を必要とするものに従事した給与条例第3条に規定する行政職給料表(一)の適用を受ける職員に支給する。
2 前項の手当の額は、日額600円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例及び市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条に規定する特殊勤務手当及び市立八幡浜総合病院職員の特殊勤務手当に関する条例第2条に規定する特殊勤務手当（以下この項において「特殊勤務手当」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

提案理由

特殊勤務手当の支給内容を見直すため。